別記様式第１（第２条の10関係）

別記様式第１（第２条の10関係）

合併（分割）認可申請書

［略］

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の３第１項の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

［略］	［略］
合併又は分割の時期	年　月　日
使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関すること	

注　［略］

備考　［１・２　略］

３　この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第２条の10第１項に規定する書類を、それらの書類の一覧とともに添えること。

［４　略］

［様式を削る。］

［様式を削る。］

［様式を削る。］

別記様式第２（第10条関係）　［略］

別記様式第１（第２条の10の２関係）

別記様式第１（第２条の10の２関係）

合併（分割）認可申請書

［同上］

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の４第１項の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

［同上］	［同上］
合併又は分割の時期	年　月　日

注　［同上］

備考　［１・２　同上］

３　この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第２条の10の２第１項に規定する書類を、それらの書類の一覧とともに添えること。

［４　同上］

別記様式第１の４（第10条関係）　［略］

別記様式第１の５（第10条関係）　［略］

別記様式第２（第10条関係）　［略］

別記様式第３（第12条関係）　［同上］

別表第三　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	２　［同上］
一～四　［略］	一～四　［同上］
五　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。	［号を加える。］
六　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。	［号を加える。］
七　「廃止措置対象施設」とは、法第十二条の六第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる製錬施設をいう。	［号を加える。］